

空き家家財道具等片付け事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内における空き家の利活用を促進するため、町内にある空き家の片付けを行い、空き家情報の登録又は宅地建物取引業者との媒介契約を締結しようとする者に対し、空き家の片付けに必要な経費の一部に補助金を交付し、空き家の流通の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に新得町固定資産課税台帳に登録されている個人が所有する専用住宅及び併用住宅で、現に居住していないものをいう。
- (2) 家財道具等 空き家及びその敷地内に使用されず放置された電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他家財道具をいい、併用住宅においては居住部分に供されていたものに限る。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、補助金の交付申請時に次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 賃貸の用に供していたものでないこと。
- (2) 所有者が町税等を滞納していないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象空き家の家財道具等を処分運搬及び屋内外の環境整備をする者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家の所有権を有する者又はその相続人であること。
- (2) 町税等を滞納していないこと。
- (3) 第三者と賃貸又は売買を目的として、この要綱による補助金の交付を受けた日から起算して2年間、補助対象空き家を空き家情報へ登録し、又は補助対象空き家について宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者との媒介契約を締結すること。
- (4) 当該補助対象空き家に対し、過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 家財道具等の処分に要する経費
- (2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）により指定された特定家庭用機器の処分に要する経費
- (3) 補助対象空き家の敷地内の樹木の伐採及び処分に要する経費
- (4) 前3号の処分に係る運搬に要する経費
- (5) 前各号の処分及び運搬の委託に要する経費
- (6) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その上限は10万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、補助対象空き家の片付けを行う日よりも前に行わなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家家財道具等片付け事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空き家の固定資産課税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し
- (2) 片付けにかかる経費の見積書及びその内訳がわかる書類
- (3) 片付け前の補助対象空き家の状況写真
- (4) 申請者が相続人の場合は、当該申請者を除く法定相続人全員の同意書又は申請者の誓約書

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を空き家家財道具等片付け事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

(変更又は中止の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、片付けの内容を変更し、又は中止しようとするときは、空き家家財道具等片付け事業補助金内容変更（中止）申請書（様式第3号）を速やかに町長に提出

しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、空き家家財道具等片付け事業補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、片付けが完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、空き家家財道具等片付け事業補助金完了実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象空き家に係る宅地建物取引業者との売買又は賃貸借媒介契約書の写し（ただし、空き家情報に登録した補助対象空き家はこの限りではない。）
- （2） 片付けに要した経費の内訳が確認できる書類及び支出証拠書類の写し
- （3） 片付け後の補助対象空き家の状況写真
- （4） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第11条 町長は、前条に規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類を審査し、必要に応じ申請者立会いのもと現地調査を行うことにより、適正と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、空き家家財道具等片付け事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者にその旨を通知し、補助金を交付するものとする。

（交付決定又は額の確定の取消し）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定又は額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 補助金を目的以外の経費に充てたとき。
- （3） その他不正があったとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定又は額の確定の全部又は一部を取り消したときは、空き家家財道具等片付け事業補助金交付決定（確定）取消通知書（様式第7号）により、交付決定者にその旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定又は額の確定を取り消した場合

において、既に当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、その時までに交付の決定を受けたものに対する要綱の適用については、その後においても、なお効力を有する。